

宮崎県公報

平成19年9月18日(火曜日)号外 第94号

発 行 宮 崎 県印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

頁

企業局企業管理規程

○宮崎県企業局職員倫理規程…………

企業局企業管理規程

平式十九年九月十八日宮崎県企業局職員倫理規程をここに公表する。

写倚具企業司民 日 퇴 幸 平

宮崎県企業局職員倫理規程宮崎県企業局企業管理規程第七号

(回約)

- (定義等)り、もって公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図理を保持するために必要な事項を定めることにより、職務の執行から負託された公務であることにかんがみ、職員の職務に係る倫第一条 この規程は、職員が全体の奉仕者であってその職務は県民
- 臨時又は非常勤の職にある者を除く。する職員であって、宮崎県企業局に勤務するものをいう。ただし、十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属第二条 この規程において、「職員」とは、地方公務員法(昭和二
- の二の規定により管理職手当の支給を受ける職員をいう。及び基準を定める条例(昭和三十一年宮崎県条例第四号)第三条2 この規程において、「管理職員」とは、企業職員の給与の種類
- 行う場合における個人に限る。)をいう。の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団
- 前頃の事業者等とみなす。る行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにす
- める者を徐く。る者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として別に定いう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまれる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当談各号に定める者をら この規程において、「利害関係者」とは、職員が職務として携
 - 人(第二条第四頃の規定により事業者等とみなされる者を徐く、いる事業者等、当該計認可等の申請をしている事業者等又は個以下同じ。)をする事務 当該計認可等を受けて事業を行って崎県条例第二十九号)第二条第四号に規定する計認可等をいう。三号に規定する計認可等及び宮崎県行政手続条例(平成七年宮一計認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第

としていることが明らかである事業者等又は特定個人以下「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしよう

- である事業者等又は特定個人び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らか当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、日的に従って交付するものを含む。)の交付を受けて当該交付にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の区対給付を受けないで交付する給付金で、当該補助金等を直接同じ。)を交付する事務 当該補助金等(県以外の者が相当の出済は一名とは名補助金等の交付に関する規則(昭和三十九年宮崎県現企業局企業管理規程第十一号)の規定によりその例によることは、補助金等(補助金等の交付に関する規程(平成十五年宮崎県民工工程の事)(補助金等(補助金等の交付に関する規程(平成十五年宮崎県
- 直等を受ける事業者等又は特定個人 以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検程を含む。以下同じ。)の規定に基づき行われるものに限る。 三 立入検査、監査又は監察(法令(条例、規則及び企業管理規
- 人ける当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個いう。) をする事務 当該不利益処分をしようとする場合にお及び宮崎県行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分を四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分
- 為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作品 行政指導(宮崎県行政手続条例第二条第七号に規定する行政
- 務を除く。) 当該事業を行っている事業者等六 事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げる事
- の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約第一項に規定する契約に関する事務 当該契約を締結している七 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条
- 他の者を含む。) 員とする事業者団体(事業者団体の役員、従業員、代理人そのるために必要な資格を有する事業者等及び当該事業者等を構成入札及び指名競争入札をいう。)に関する事務 入札に参加す八 入札(地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争
- の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該

宮崎県公報

- 者であるものとみなす。ときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなった当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係
- (倫理行動規準) 員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。 職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその ト 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を
- い。 保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならなの使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の第三条 職員は、宮崎県企業局職員としての誇りを持ち、かつ、そ
 - ければならないこと。別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなの一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民一職員は、全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉
 - てはならないこと。 地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用い 1一 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や
 - の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。ては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっ
 - し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指
 - (管理職員の役割) 影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に
- に係る倫理の保持及び適正な服務の確保に努めなければならない。第四条 管理職員は、その職責を十分に自覚し、率先垂範して職務
- ければならない。 及び適正な服務の確保を図れるよう的確な指導及び監督に努めなり 管理職員は、その管理監督する職員が、職務に係る倫理の保持

(利害関係者との間における禁止行為)

第五条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- む。)を受けること。 香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含善利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀)
- に限る。)を受けること。けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いもの」 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付
- は不動産の貸付けを受けること。 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又
- 提供を受けること。四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の
- 録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。でおらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場され五 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和二十三年法律
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- こと。八 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をする

- ること。 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせ
- ができる。2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うこと
 - 布するためのものの贈与を受けること。一利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配
 - いて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)におこ一多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会
 - 提供される物品を使用すること。 三、職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から
 - の利用が相当と認められる場合に限る。)。 係者の事務所等の問囲の交通事情その他の事情から当該自動車的に利用しているものに限る。)を利用すること(当該利害関提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から
 - から茶菓の提供を受けること。 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者
 - ら飲食物の選供を受けること。 大 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者か
 - 食物の提供を受けること。 仕 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲
- のとみなす。 該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたもよりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当おいて、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価くは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合に利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若し為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、第一項の規定の適用については、職員(同項第九号に掲げる行

(利害関係者との間における禁止行為の例外)

- きる。らず、同項各号(第九号を除く。)に掲げる行為を行うことがでえず、同項各号(第九号を除く。)に掲げる行為を行うことがでそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわんがみ、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおの経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかるものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該当す第六条、職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関
- 受けなければならない。督職員(第十五条に規定する職員をいう。以下同じ。)の許可を為を行うことができる。この場合においては、あらかじめ倫理監認められる場合に限り、前条第一項第七号及び第八号に掲げる行の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないとは 前項に掲げる場合のほか、職員は、自己の費用を負担し、職務
- **おいては、倫理監督職員に相談し、その指示に従うものとする。信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合にま 職員は、前二項の職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不**
- 務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公司書談き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該る特別職地方公務員等をいう。以下同じ。)となるため退職し、じ特別職地方公務員等(地方公務員法第二十九条第二項に規定する 第一項の「職員としての身分」には、職員が、局長の要請に応

を含むものとする。された場合を含む。)における特別職地方公務員等としての身分として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用

(利害関係者以外のもの等との間における禁止行為)

- らない。 れる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはなのものから供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認めら第七条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、そ
- 事業者等にそのものの負担として支払わせてはならない。かにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかったけ又は役務の受領の対価を、そのものが利害関係者であるかどうと 職員は、自己が行った物品者しくは不動産の購入者しくは借受

(違反行為による利益の享受等の禁止)

してはならない。 知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることをによって当該他の職員(第五条第一項第九号の規定に違反する行第八条 職員は、他の職員の第五条又は前条の規定に違反する行為

(職務に係る倫理の保持を図るための職員の責務)

- してはならない。 るに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺい員が職務に係る法令に違反する行為を行った疑いがあると思料すの保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の職第九条 職員は、局長、倫理監督職員その他職員の職務に係る倫理
- これを黙認してはならない。る行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、2 管理職員は、その管理監督する職員が職務に係る法令に違反す
- への報告」という。)を行わなければならない。職務に係る倫理の保持に責務を有する者への報告(以下「上司等に足りる事実があるときは、上司又は倫理監督職員その他職員のつ明白な法令違反にかかわる行為を行った疑いがあると思料する。 職員は、他の職員が職務を行うに当たり、犯罪行為等の重大か
- ければならない。 かかわる疑いがあると思料するときは、当該上司に意見を述べなり、職員は、上司の命令が犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反に
- への相談」という。)を行わなければならない。る倫理の保持に責務を有する者への相談(以下「その他の上司等たときは、その他の上司又は倫理監督職員その他職員の職務に係なお犯罪行為等の重大かつ明白な法令違反にかかわる命令が続いら 職員は、前項の規定により上司に意見を述べたにもかかわらず、
- 他の上司等への相談は行われたものとみなす。る公益通報をいう。)を行ったときは、上司等への報告又はその者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第一項に規定すら 第三項又は前項の場合において、職員が、公益通報(公益通報

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- に当該事項を届け出なければならない。かじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やか届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあら除き、あらかじめ、倫理監督職員が定める事項を倫理監督職員にの飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を阻によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己第十条、職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負第十条、職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負
 - 共に飲食をするとき。一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と

- (講演等に関する規制)ある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係が二一 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、
- は、あらかじめ倫理監督職員の承認を得なければならない。するものを除く。以下「講演等」という。)をしようとする場合放送者組への出演(地方公務員法第三十八条第一項の許可を得て著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、第十一条、職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、

(倫理監督職員への相談)

た場合には、倫理監督職員に相談するものとする。判断することができない場合その他この規程の解釈に疑義が生じ行う行為が第五条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかをるかどうかを判断することができない場合、利害関係者との間で第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当す

(漕与等の報告)

- 提出しなければならない。 選出しなければならない。 当該四半期の翌四半期の初日から起算して十四日以内に、局長に下「四半期」という。)ごとに、贈与等報告書(別記様式)を、月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間(以る場合に限る。)は、一月から三月まで、四月から六月まで、七利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超えて管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けたま(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けたより入的役務に対する報酬として次項で定める報酬の支払を受けたとけたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供するの利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受第十三条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上
- | 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報と 前項の報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。
 - る講演等の報酬報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関す工一利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の

(贈与等報告書の保存等)

- 日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。第十四条 贈与等報告書は、倫理監督職員において、提出期限の翌
- されている情報とする。 条例第三十六号)第七条第二号フに規定する公にすることが予定える場合に限る。)は、宮崎県情報公開条例(平成十一年宮崎県受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超り 前頃の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により

(倫理監督實驗員)

- ました。 第十五条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督職員
- 2 倫理監督職員は、副局長(総括)とする。

(倫理監督職員の責務等)

- 次に掲げる直務を有する。第十六条 倫理監督職員は、この規程に定める事項の実施に関し、
 - → 職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - **徴務に除る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。ことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の二」職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つ**

三 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
四 職務に係る法令に違反する行為があった場合にその旨を局長
に禁むすること。
2 倫理監督職員は、その指定する職員に、この規程に定めるその
職務の一部を行わせることができる。
(松中)
第十七条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
至 国
(補作製田)
1 この企業管理規程は、公表の日から施行する。
((((
2 第十三条の規定は、この企業管理規程の施行の日以後に受けた
贈与等文は支払を受けた報酬について適用する。

	年 月 贈 与 等 報 告 書	
宮崎県企業局長 殿	所 属 名 職 名	
	氏 名	
贈与等又は報酬の支払を受け た年月日	年 月 日	
贈与等又は報酬の支払の基因 となった事実	□会合等への出席 □著述 □講演 □その他 ← 内容	
贈与等又は報酬の内容	□原稿料 □印税 □講演料 □その他(
贈与等により受けた利益又は 支払を受けた報酬の価額	円	
上記に推計した額を記載して いる場合にあっては、その推 計の根拠		
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた	場所の名称: 住所:	
その人数及び職業	□多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数(概数): 名	
	□その他の場合 人数: 名 職業:	
贈与等をした事業者等又は報	事業者等の名称:	
を支払った事業者等の名称 なび住所	事業者等の住所:	
役員等が事業者等の利益のた	役員等の役職又は地位:	_
めに贈与を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は 地位及び氏名(当該役員等が 複数の場合にあっては、当該 役員等を代表する者の役職又 は地位及び氏名を記載)	役員等の氏名:	
贈与等をし、又は報酬の支払	職務との関係:	
をした事業者等と職員の職務 との関係及び県との関係	県との関係:	
	 □利害関係あり→□講演等の場合、事前に承認あり	